

信者らの献金奨励 勧誘活動及びビデオ受講施設等 における教育活動等に対する指導について

2009年3月25日

世界基督教統一神霊協会

会長 徳野英治

真の愛、真の生命、真の血統に基づく真の家庭実現を通して平和理想世界を実現するという当法人の目的を実現するために、より社会的に模範となる運動を一層推進拡大し、更に多くの人の理解と参加を得ていくことが願われています。

これまで当法人を被告とする一部の民事裁判等において、伝道や献金勧誘行為に関わる信者らの行為が不法行為と認定され、当法人に使用者責任が認められてきました。そこで当法人としても信者らの活動に対して、以下のような一定の指導基準を設け、指導を進めることに致しました。

つきましては信者らの献金奨励・勧誘行為、及び信者らが自主的に設立・運営するビデオ受講施設における統一原理を用いた教育活動について、教会指導者である皆様におかれましては、以下のような指導基準の趣旨を十分にご理解頂き、指導を進めて頂けますようお願い致します。

第1 信者らの献金奨励・勧誘活動についての指導基準

これまで信者等が信徒会等の活動の一環として献金を奨励・勧誘する際に、家系図等を用い、先祖の因縁ないし先祖解放等を理由に献金の必要性を説くようなことが一部行われてきたようです。しかしながら、当法人に対する民事裁判においては、このような行為が、目的・方法・結果において社会的相当性を逸脱する不法行為と認定され、当法人の使用者責任が問われてきました。本来、当法人への献金は、『信仰生活と献金』（光言社発行）で説かれているとおり、統一原理を学び信仰に至った結果、自らの自由意思で行われるべきものであり、あるいは、主の路程、及び統一運動を学んでその趣旨・目的に賛同した結果として捧げるべきものであります。

そこで今後は以下の事項をこれまで以上に遵守するよう指導してください。

1. 献金と先祖の因縁等を殊更に結びつけた献金奨励・勧誘行為をしない。また、霊能力に長けていると言われる人物をして、その霊能力を用いた献金の奨励・勧誘行為をさせない。
2. 信者への献金の奨励・勧誘行為はあくまでも信者本人の信仰に基づく自主性及び自由意思を尊重し、信者の経済状態に比して過度な献金とならないよう、十分配慮する。
3. 献金は、統一原理を学んだ者から、献金先が統一教会であることを明示して受け取る。

4. 上記1, 2, 3について教会指導者（地区長、教区長、教域長、教会長）が責任を持ち、信者らの献金奨励・勧誘行為において、信者等による社会的な批判を受けるような行為が行われないよう指導・監督する。

第2 信者らが自主運営するビデオ受講施設等における教育活動等についての指導基準

これまで、信者らが自主運営するビデオ受講施設等における教育活動等については、当法人とは法主体の異なる信徒会の活動の一環であったため、当法人は信者らの信仰活動の自由の観点からその自主性を尊重し、指導・監督を行ってきませんでした。しかしながら、これまでの民事裁判の判決においては、信者等が自主運営するビデオ受講施設等において行ってきた勧誘活動について違法性が認定されたものがあり、当法人に対して使用者責任が問われてきました。そこで、今後は信者らが自主運営するビデオ受講施設等における勧誘及び教育活動等についても、以下の事項が遵守されるようご指導下さい。

1. 勧誘目的の開示

信者らが自主的に運営するビデオ受講施設等における教育内容に統一原理を用いる場合、勧誘の当初からその旨明示するように指導して下さい。また、宗教との関連性や統一教会との関連性を聞かれた際には、ビデオ受講施設等の運営形態に応じた的確な説明ができるよう、ご指導下さい。

2. 法令遵守（コンプライアンス）

特定商取引法をはじめとする法令違反との批判を受けないように配慮して下さい。例えば、信者らが自主的に運営するビデオ受講施設等で受講料を徴収する場合には最初からその旨明示し、受講契約書等必要書類を交付しなければなりません。また、勧誘に際しては、「威迫・困惑させた」「不実を告知した」と誤解されるような行為がないよう、注意して下さい。

以上に関して、皆様のご理解・ご指導のほど宜しくお願い申し上げます。

以上